訪問看護ステーション「えーる」では、病気や障がいのある方が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしい生活が過ごせるよう、エール（Yell）を送り続け、大きい輪で包み込むような思いを持って、皆さまを支えていきます。また、医師や関係機関と連携して生活をサポートします。

横浜療育医療センター
訪問看護ステーション えーる

〒241-0014 横浜市旭区市沢町 561-1-101
横浜療育医療センター隣接

TEL・FAX：045-351-7515
E-mail：yell@yokoryo.jp

http://www.jyuuairyouikukai.jp/

アクセス

公共交通利用

- 相鉄線星川駅より「新桜ヶ丘団地」行「県公社住宅前」下車 徒歩 2 分
- 相鉄線二俣川駅より「左近山第 6」行 または「東戸塚西口」行「左近山第 6」下車　徒歩 6 分
- JR 東戸塚駅西口より「二俣川駅」行「新桜ヶ丘保育園」下車 徒歩 5 分

お車での利用

- 横浜新道藤塚インターより出口を左折し市沢町方面 直進 1km
- 保土ケ谷バイパス新桜ヶ丘インターより環状 2 号線新横浜方面へ市沢上町信号右折すぐ
- 環状 2 号線新横浜方面からは、市沢上町信号左折すぐ

横浜療育医療センター

訪問看護ステーション

えーる

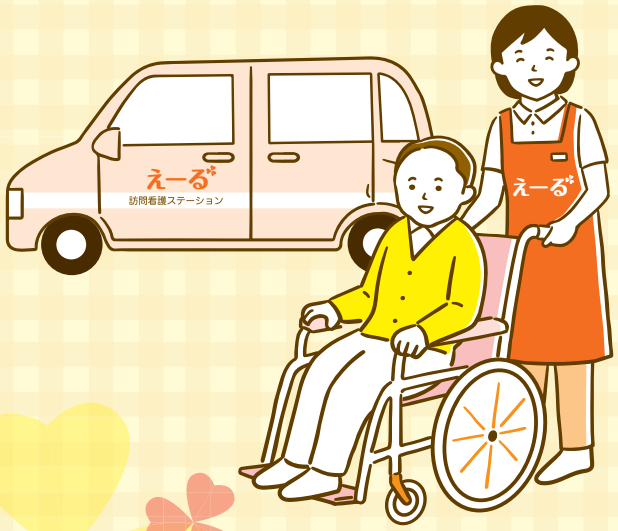

社会福祉法人
十愛療育会

訪問看護ステーション えーる のサービス内容

えーる の特徴

えーる は医療保険のみご利用いただけます

小児から高齢者まで、年齢に関係なくご利用いただけます。訪問看護ステーションでは、かかりつけ医が交付した「訪問看護指示書」に従い、必要なサービスを提供します。

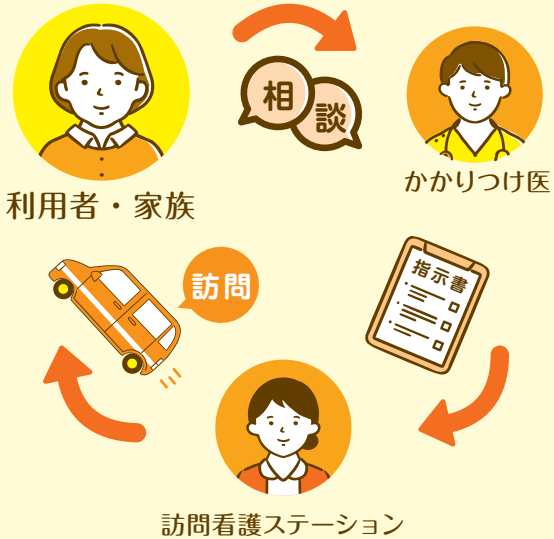

横浜療育医療センター

- 重症心身障害児者、小児一般、小児期発症の慢性神経疾患を対象に、小児期から成人期までの一環した専門医療及び福祉サービス（入所、通所）を提供しえーるとも連携し、最善なサービスを提供します。

ご利用にあたって

申し込み方法

- かかりつけ医や担当の計画相談、または入院先や特定相談支援事業所の相談員等にご相談ください。
- かかりつけ医や計画相談がいない場合は、直接、当ステーションにお気軽にご連絡ください。

訪問日と訪問時間

- 月曜日～金曜日　午前 8：30 ～午後 5：30
  ※ 上記以外は要相談
  ※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 ／ 29 ～ 1 ／ 3）は原則お休みです。
- 訪問時間は 1 回 30 分～ 1 時間 30 分
  ※ 夜間や、休日に体調が急変した場合など、24 時間連絡・相談ができる体制を整えています。

ご利用料

- 訪問看護療養費の 1 ～ 3 割負担（別途交通費がかかります）
- 生活保護費受給の方は、自己負担なし
- 自立支援医療受給者証をお持ちの方は、医療費は原則 1 割となりますが、収入により自己負担額が減免されますのでご相談ください。

その他負担

- 支払限度を超えるサービス（回数増等）、保険給付対象サービスは全額自己負担
- 一定時間を越えるサービスや時間外サービスは差額を負担　※ 詳しくはステーションにお問い合わせください

訪問地域

- 横浜市保土ヶ谷区全域、旭区・戸塚区・南区・神奈川区・西区の一部
- 地域外はお問い合わせください（応相談）

訪問看護サービスの内容

- **療養上のお世話**
  身体の清拭、洗髪、入浴介助、経管栄養や排泄などの介助・指導
- **病状の観察**
  病気や障がいの状態、血圧・体温・脈拍などをチェックし、早期発見や再発防止
- **医師の指示による医療処置**
  吸引、膀胱留置カテーテル、ストマ、点滴、胃ろうチューブの管理など
- **医療機器の管理**
  人工呼吸器、在宅酸素などの管理

- **リハビリテーション（要相談）**
  拘縮予防や機能回復など、理学療法士等と連携
- **介護予防**
  健康管理、低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス
- **褥瘡予防・処置**
  褥瘡予防の工夫や指導、褥瘡の手当て
- **ご家族への介護支援・相談**
  介護方法の助言、病気や介護不安の相談
- **ターミナルケア**
  終末期を自宅で過ごせるよう支援

- **介護職への喀痰吸引等指導**

訪問看護ステーションえーる　運営規程
（指定訪問看護・指定介護予防訪問看護）

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人十愛療育会横浜療育医療センター（以下　横療という。）が開設する訪問看護ステーションえーる（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者及び障害児者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（事業の運営方針）

第２条　ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、施設等の居宅サービス事業者及び、保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　横浜療育医療センター訪問看護ステーションえーる

２　所在地　横浜市旭区市沢町 561 - 1 - 101

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

１　管理者　　１名（常勤兼務看護職員）

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

２　看護師等　看護師　　常勤兼務職員４名　非常勤兼務職員１名

理学療法士　４名（常勤兼務職員）

看護師等（理学療法士、作業療法士は除く。）は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

看護師等は、指定訪問看護の提供にあたる。

３　事務職員　　１名（非常勤兼務職員）必要な事務作業を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び 12 月 29 日から１月３日までを除く。

２　営業時間　午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。

３　サービス提供時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

４　電話等により、２４時間対応可能な体制とする。

（指定訪問看護及の内容）

第６条　指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

1　病状・障害の観察

2　清拭・洗髪等による清潔の保持

3　療養上の世話

4　褥創の予防・処置

5　リハビリテーション

6　認知症患者の看護

7　療養生活や介護方法の指導

8　ご家族への相談及び助言

9　カテーテル等の管理

10　ターミナルケア

11　その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第７条　指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及が法定代理受領サービスであるときの料金は、別表のとおりとする。

ステーションは前項のほか、利用に応じて次の利用料を徴収する。

1　死後の処置料　20,000 円

2　利用者の都合によるキャンセル料

・サービス利用日の前日（営業日）の午後 6 時までは、無料です。

・上記以降のご連絡は、介護報酬の利用者負担分をキャンセル料として 1000 円徴収します。但し、利用者ご本人の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

3　通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

当事業所からご自宅までの直線距離を計測し、片道分を１キロメートルあたり 100 円

4　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、横浜市保土ヶ谷区全域、及び旭区・戸塚区・南区・神奈川区の一部とする。詳細は次の通り。

【旭区】川島町、西川島町、白根、鶴ヶ峰本町、今川町、四季美台、本村町、二俣川、さちが丘、万騎が原、南本宿町、大池町、桐が作、鶴ヶ峰、三反田町、左近山、市沢町、小高町

【戸塚区】名瀬町、川上町、上品濃、品濃町、平戸、平戸町、前田町

【南区】六ッ川、永田北、永田南、永田台、永田みなみ台、永田山王台

【神奈川区】羽沢町

（緊急時等における対応方法）

第９条　看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

また、 看護職員は、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告を行う。

（虐待の防止）

第１０条　ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

１　ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

２　ステーションにおける虐待防止のための指針を整備する。

３　ステーションにおいて従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に計画実施する。

４　ステーションにおいて虐待事象の発生が確認された際に措置を適切に実施するため横療に準じて対応をしていく。

（身体拘束等の禁止）

第 11 条

１　ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体の保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の

行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

2　ステーションは、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむ得ない理由その他必要事項を記録に残している。

3　ステーションは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

①身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会については、横療の基準に準じて必要な処置を講じ、その結果について従業者に周知徹底する。

②身体拘束等の適正化のための指針については、横療に準じて整備する。

③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施する。

（感染症に関する事項）

第 12 条　ステーションは、ステーションにおいて感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるように努める。

1　ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については横療で定期的に開催されている内容を熟知し、その結果について委員会と情報共有を行い、従業員へ周知する。

2　ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止についての指針は、横療に準じて整備する。

3　ステーションにおいて、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練の定期的な実施していく。

（事業継続計画の策定に関する事項）

第 13 条　ステーションは、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、事業継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるように努める。

1　ステーションは、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を横療に準じて定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第 14 条　ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修（前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1　採用時研修　採用後３ヶ月以内
　法定研修　年２回

2　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、横浜療育医療センターとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２７年　８月　１日から施行する。

この規程は、令和　３年　４月　１日から施行する。

この規定は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年４月吉日

訪問看護ステーションえーる　ご利用者様

2024年度満足度調査結果についてご報告

この度は、訪問看護ステーションえーる利用者満足度調査にご協力いただき、利用者様、ご家族様の皆様に心より感謝申し上げます。

調査の結果をまとめさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

調査結果より、当事業所が日頃より大切にしている支援について、利用者様、ご家族様が、どのような評価をされ、私達にどのような事を望まれているのか再確認することができました。皆様からいただいたご意見一つ一つを真摯に受け止め、スタッフ全員で話し合いを重ねながら、これからも在宅生活が安心して送れますようお手伝いをさせていただきたいと思います。センターの理念である、心地よく、自分らしくを実践する為、明るく、親切な対応、看護を提供出来るよう心掛けて参ります。

今後も、スタッフ一同、利用者様のお声を頂戴しながら、対応してまいりますのでよろしくお願いいたします。

横浜療育医療センター
訪問看護ステーションえーる
管理者　上松康子
☏　045-351―7515
Email：yell@yokoryo.jp

①看護師は、本人の体調が変化した時や困っていることがあった場合は、すぐに対応してくれる。

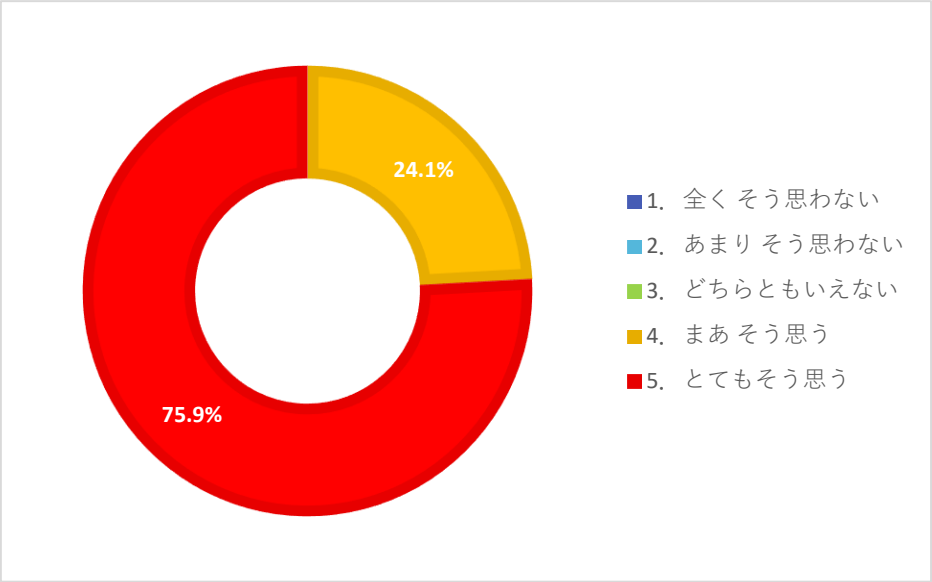

②看護師は、緊急連絡が必要な状態について、またその時の連絡先・連絡方法について具体的に本人と家族に説明してくれる。

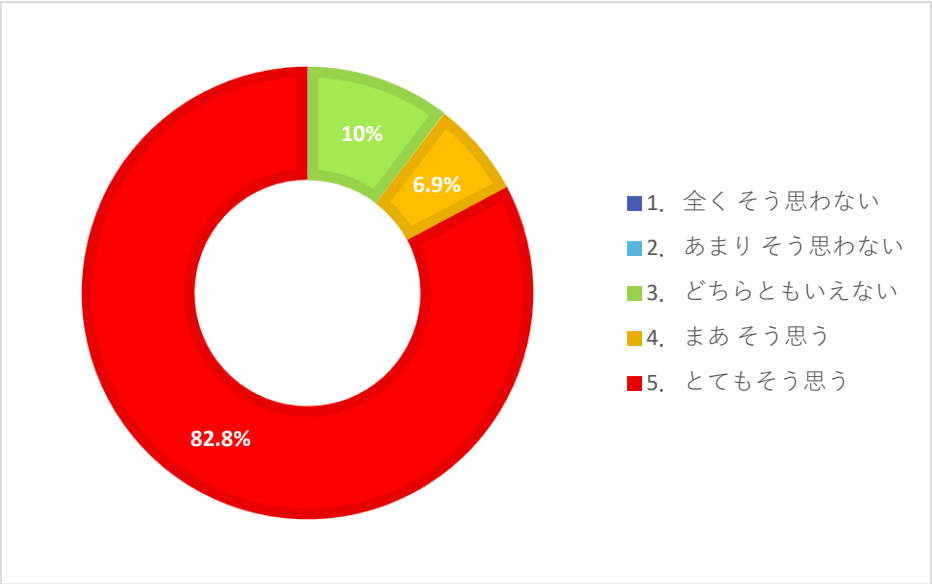

③看護師は２４時間３６５日連絡でき、相談に乗ってくれる。

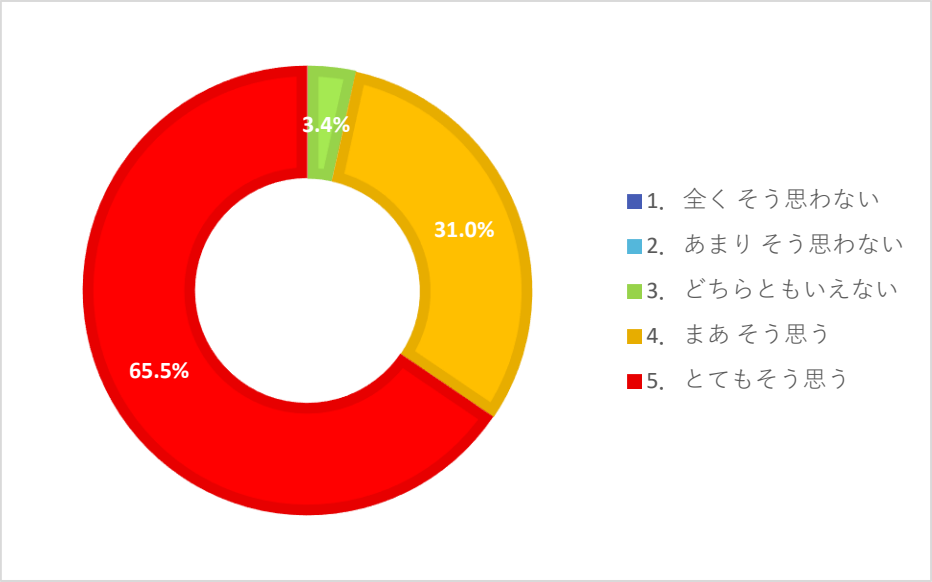

④看護師は、本人と家族の希望や考えや思いをよく聞いてくれる。

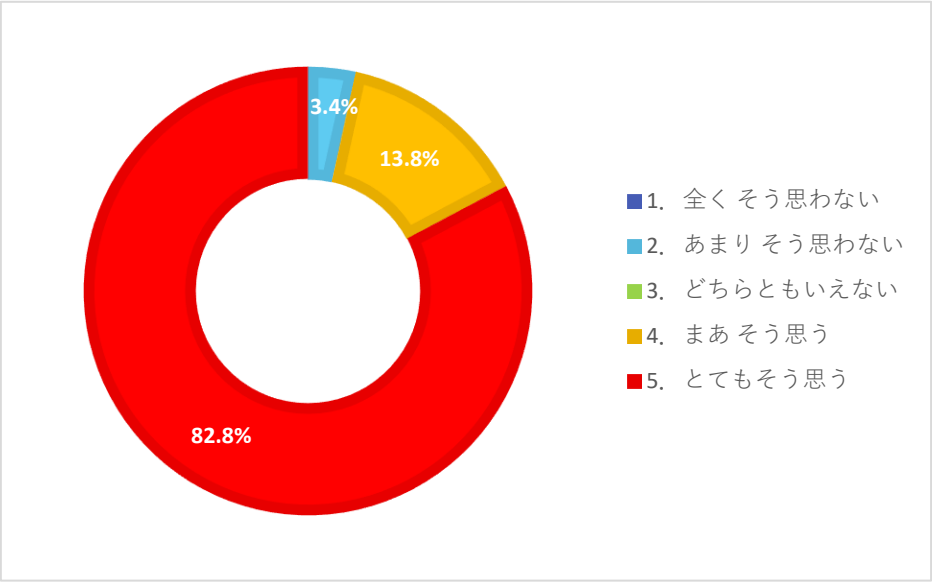

⑤訪問する看護師が変わっても、同じ看護を受けることが出来る。

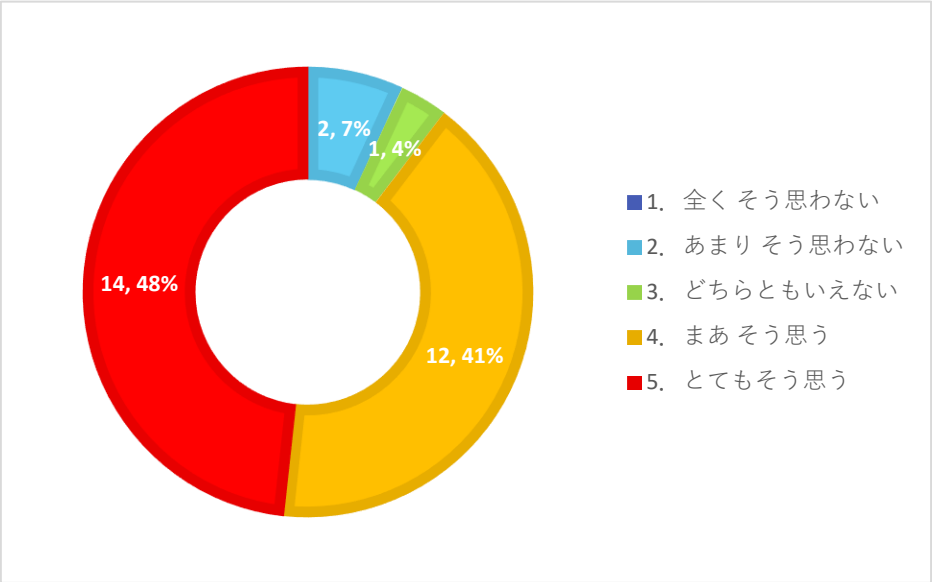

⑥看護師は、本人の健康状態の変化によく気づいてくれる。

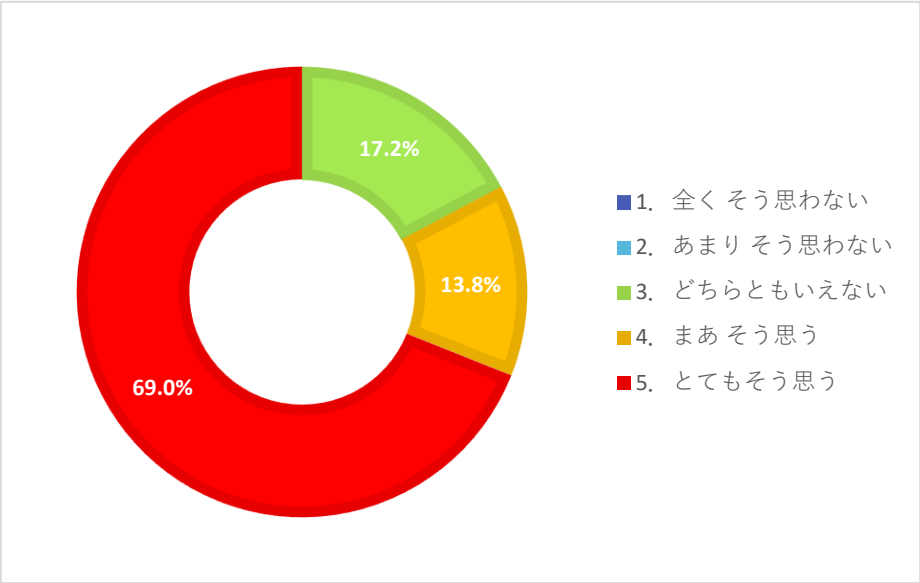

⑦看護師は、身体の状態が悪化したときや症状が出たときの本人や家族が出来る対処方法を事前に説明してくれる。

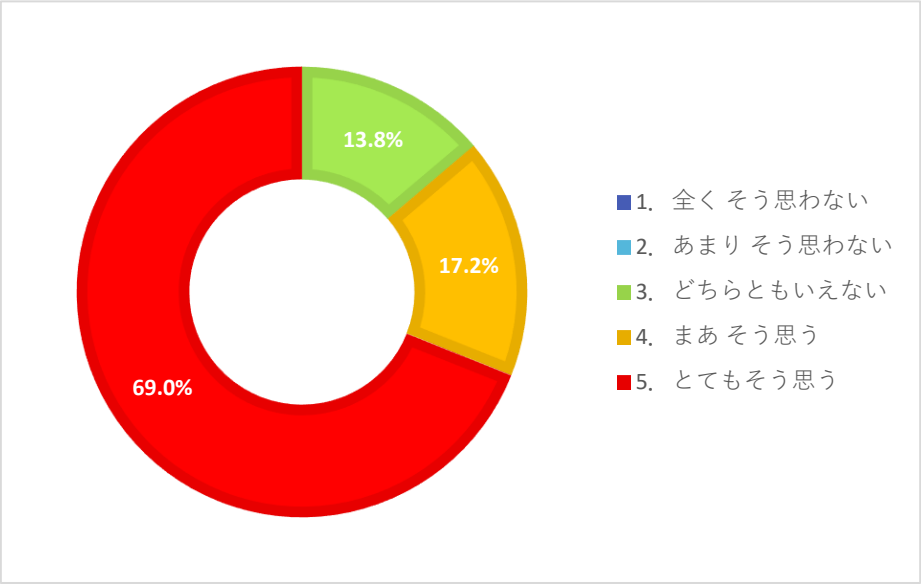

⑧看護師は予定されていた時間通りに訪問に来ている。

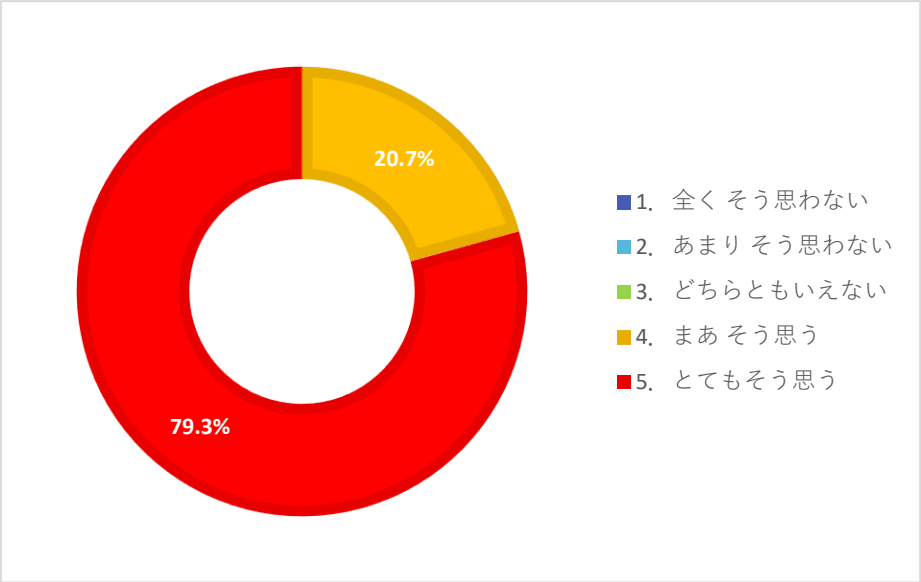

⑨看護師は、本人や家族の気持ちの支えになっていると思う。

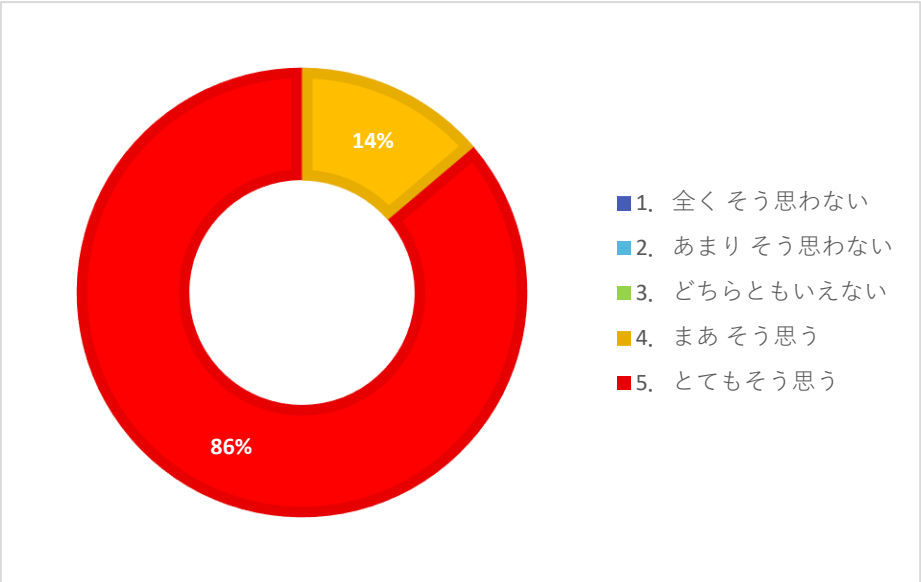

⑩看護師の言葉遣いや態度は、丁寧で親切である。

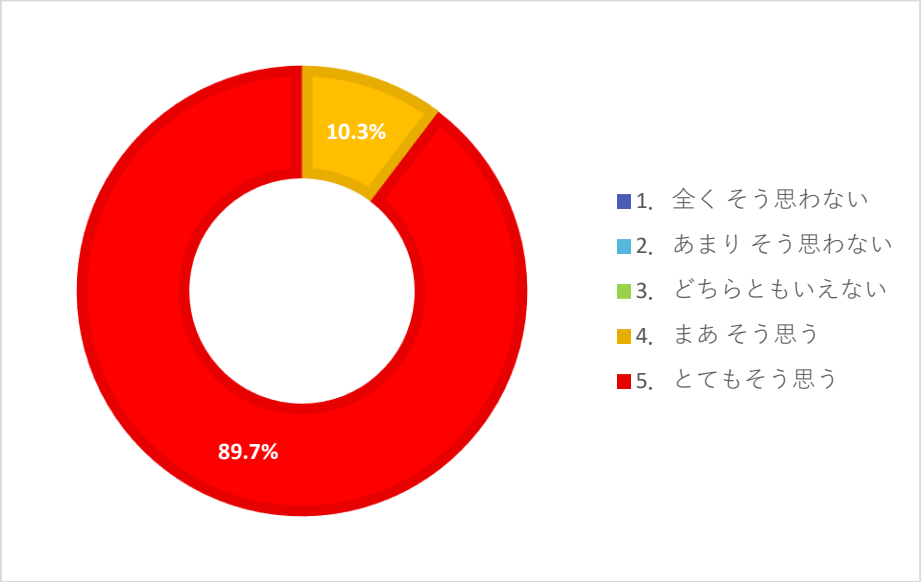

⑪看護師に安心して任せられる。

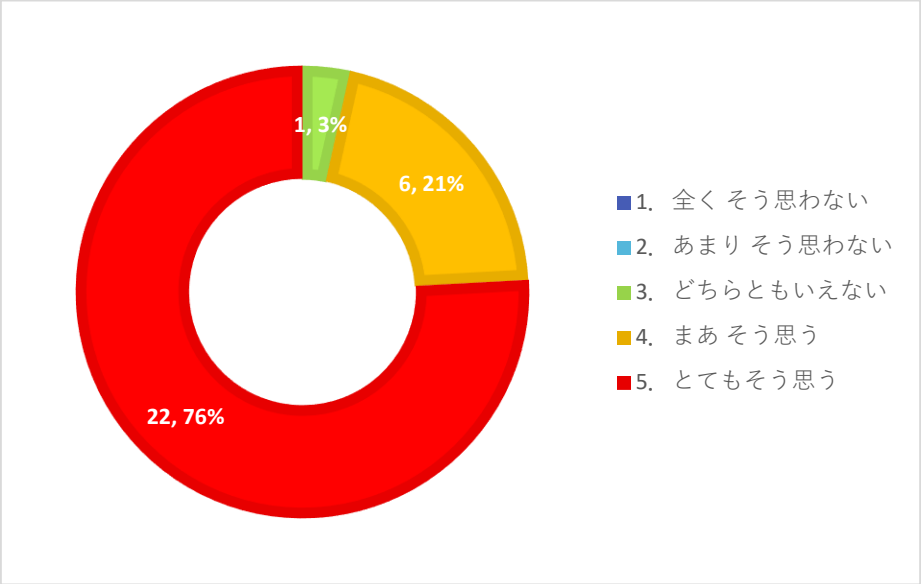

２０２４年度　ご利用者満足度調査　自由意見

□いつも 本当にありがとうございます。

□宜しくお願い致します

□いつもありがとうございます。これからもよろしくお願いします。

□安心してお任せできます

□皆さん、いつも親身になって対応してくださっています。特に、本人が体調を崩した時、医療的なアドバイスだけでなく、家族の不安や心配にも寄り添ってくださっていて、本当にありがたいです。

□いつも親切丁寧に対応してくださりとても感謝しています。

□いつも頼りにしています。
体調管理の他にも、アドバイスをいただいたり相談にものっていただいて感謝しています。
横療や港南での入院治療が出来ない今、えーるの皆さんの存在はとても心強いです。
これからも思いがけない事があるかもしれませんが宜しくお願いします。

□いつもしっかり対応していただき、感謝しております。ありがとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

□他の訪問看護ステーションを利用したことがないので、比べようがないのですが親身になって臨機応変に対応をしてくださって感謝しています。ただ、医療機関にある訪問看護ステーションでありながら、在宅で悪化した時に横療入院につないでもらえないことに不安があります。入所への影響も理解できますが、重心の在宅支援は往診、訪問看護だけでは限界があります。コロナ渦を経て感染症対策も整いリハビリでは様々な方が受け入れられています。
在宅からの短期の横療入院で回復も期待できます。訪問されていることで、長期療養で家族に負担がかかる現状をご存知のはずですので、必要な人の入院加療を積極的に取り組んでいただきたいです。

□いつもお世話になり、とても感謝しています。本人はもちろん家族にとっても心身共に支えになっています。

□訪問にくる時に～おくれても～おこったりはしません。車なので～事故にきよつけて下さい。それが～心配です。時間すぎても～まっています。いつ何がおきるか～わからないので！きてくれて～たすかります。（ありがたいです。）（いつもバタバタで～もうしわけないです。）

□いつもありがとうございます。

２０２４年度　ご利用者満足度調査　自由意見

□いつも丁寧に対応してくださりありがとうございます。感謝しています。

□いつも変わらない対応をしてくださってありがとうございます。

□いつもありがとうございます。一番つらい時に一緒に悩んで戦ってくれたので嬉しかったです。また便秘の件もいつも対応してくれて助けられます。

□とても心の支えになっています。

□いつも１時間はあっという間です。話を聞いてくださったり、アドバイスをいただいたりとても心強く思っています。これからもよろしくお願いいたします。

□いつも大変お世話になっております。
とても助けていただき感謝しています。

□暖かいご支援ありがとうございます。
困り事に直ぐに対応をして頂き、本人・家族に寄り添って下さり、安心して過ごす事ができています。

□娘が体調崩した時は連日の訪問で、とても助けていただきました。
体調崩すと不安になるので、頼れるところがある事はとてもありがたいです。
いつもありがとうございます。
これからもよろしくお願いいたします。

□11 月に体調を大きく崩すことがあり、あらためて、えーるを利用していて良かったと感じました。看護師の方の適切な処置と、ドクターと連携の対応をいただいたことで、色々なことがスムーズにすすみ、お陰様で回復も早かったです。週末も近く、自分だけだったら判断を誤り、回復が遅かったかもしれません。
また抗生剤注射のため、週末含めて毎日来てくださり助かりました。
今まで元気で考える事を先延ばししていた今後のこと、将来のことについてもアドバイスいただき、大きな励みと安心感をいただきました。
いつもありがとうございます。
この場をお借りして看護師の皆様へ御礼申し上げます。

□毎回子供の状態をよく診ていただき、とても助かっています。
緊急時には 24 時間 365 日連絡でき、それが安心材料となっています。

□いつも細やかに接していただいています。
本人もそうですが家族の精神的な支えになっており、安心出来ます。
これからもよろしくお願いします。

２０２４年度　ご利用者満足度調査　自由意見

□本人の体調不良の時に、どんな事でも話して相談出来るのがとても心強いです。
本人のみならず家族の気持ちにも寄り添ったケアなので、安心できます。
困りごとを相談すると、次回には新しい提案をしてくれたりも有り難いです。
丁寧で的確なケアに感謝しています。
いつもありがとうございます。

□徐々にですが、話しやすくなって来ました

□体調の変化等があった時はすぐに対応してもらえるので安心して過ごす事ができています

□いつもお世話になりありがとうございます。
引き続き支援をよろしくお願いいたします。